

武雄市第8期分別収集計画

平成28年6月23日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市における一般廃棄物全体の排出量は緩やかな増加傾向にあり、今後も増加し続けることが予測され、その対策が求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民、事業者、行政が一体となったごみ減量意識を醸成、情報の共有化
- ・容器包装廃棄物を発生抑制、資源化の推進するための市民、事業者・行政の役割分担の明確化
- ・容器包装廃棄物の発生の最小化、リサイクルの最大化に向けた施策の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む。）を対象とする。

なお、飲料用紙製容器及び紙製容器包装については、雑誌類と併せて分別収集し、雑誌類として再商品化に取り組むものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	平成 29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	2,266t	2,277t	2,288t	2,299t	2,310t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市民・事業者・一般廃棄物収集業者・行政関係者で構成する当市ごみ減量等推進会議において、それぞれの立場における意見の集約に努め、施策の推進を図る。

1) 環境教育、啓発活動の充実

- ・各種市民団体等を対象とした環境出前講座の機会の増大に努め、身近な環境問題として、容器包装廃棄物の分別方法や、処理の実態などへの理解を深める。
- ・容器包装廃棄物のリサイクルへの理解を深めることを目的として、中間処理施設や再資源化処理施設の見学ツアーを実施する。

2) 適正分別の徹底、リサイクルの推進

- ・ごみ分別ハンドブックの全戸配布などによる分別方法の徹底を図り、可燃ごみ等への容器包装廃棄物の混入を防ぐことにより、リサイクルを推進する。
- ・市民団体等の再生資源回収活動が安定的に実施され、ごみの減量化やリサイクルが効率的に進められるように、補助金の交付など金銭的な支援を行う。
- ・容器包装廃棄物をはじめとする資源物のリサイクルを推進するため、リサイクル集積所を設置し、排出機会の増大により資源物の可燃ごみ等への混入を抑制し、リサイクルを推進する。
- ・環境課が作成するクリーン通信（年4回）を各戸配布することで分別の啓発を行なう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、武雄市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類（スチール缶、アルミ缶）	
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類（無色・茶色・その他）
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET） 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類（容器包装） ※ 白色の発泡スチロール製食品トレイを含む	

※ 主として上記以外の紙製の容器包装（飲料用も含む）については、雑誌類と併せて混合収集し、雑紙として再資源化を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	平成 29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール 製の容器	42.0t		41.0t		40.0t		39.0t		38.0t	
主としてアルミ製 の容器	37.0t		38.0t		39.0t		40.0t		41.0t	
無色のガラス製容 器	(合計) 110.0t		(合計) 109.0t		(合計) 108.0t		(合計) 107.0t		(合計) 106.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	110.0t	0t	109.0t	0t	108.0t	0t	107.0t	0t	106.0t	0t
茶色のガラス製容 器	(合計) 149.0t		(合計) 148.0t		(合計) 147.0t		(合計) 146.0t		(合計) 145.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	149.0t	0t	148.0t	0t	147.0t	0t	146.0t	0t	145.0t	0t
その他のガラス製 容器	(合計) 59.0t		(合計) 60.0t		(合計) 61.0t		(合計) 62.0t		(合計) 63.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	59.0t	0t	60.0t	0t	61.0t	0t	62.0t	0t	63.0t	0t
主として段ボール 製の容器	117.0t		116.0t		115.0t		114.0t		113.0t	
主としてポリエチ レンテレフタレー ト (PET) 製の容器 であって飲料、し ようゆその他主務 大臣が定める商品 を充てんするため のもの	(合計) 106.0t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
	106.0t	0t								
主としてプラスチ ック製の容器包装 であって上記以外 のもの	(合計) 161.0t		(合計) 159.0t		(合計) 157.0t		(合計) 155.0t		(合計) 153.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	161.0t	0t	159.0t	0t	157.0t	0t	155.0t	0t	153.0t	0t

参考) 雑誌類(紙パック含む)の実績

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
雑誌類(紙パック含む)	371.1t		341.0t		283.5t		270.4t		263.3t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法

過去5年間の実績を基に排出量を見込んだ。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	67	53	53	32	44
主としてアルミ製の容器	33	33	32	45	35
無色ガラス製の容器	132	129	120	112	112
茶色ガラス製の容器	175	176	172	150	153
その他ガラス製の容器	50	57	61	57	75
主として段ボール製の容器	139	134	121	119	119
主としてPET製の容器	106	107	118	104	106
主としてプラスチック製の容器包装 (PET以外)	191	182	174	166	165

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	市(委託)による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市(委託)による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	市(委託)による拠点収集及び市民団体等による集団回収	民間事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市(委託)による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック(容器包装)	市(委託)による定期収集	民間事業者

※ 主として上記以外の紙製の容器包装(飲料用も含む)については、雑誌類と併せて混合収集し、雑紙として再資源化を行う。

かん類・びん類・ペットボトルについては武雄市リサイクルセンターにおいて選別、圧縮、保管を実施する。またプラスチック（容器包装）については民間事業者に選別、圧縮、保管を実施する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	武雄市リサイクルセンター	選別・圧縮・保管 2.9t / 日
	民間業者	選別・圧縮・保管

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
スチール製容器	かん類	市指定袋	2tダンプ車	武雄市リサイクル センター (選別・圧縮・保管)		
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	びん類	市指定袋				
茶色の ガラス製容器						
その他の ガラス製容器						
ペットボトル	ペットボトル	市指定袋				
段ボール	段ボール	ひもで縛る	パッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)		
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック (容器包装)	市指定袋				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・効率的な収集を行うため、ごみ集積所の設置に係る費用の一部の補助を行なう。
- ・生ごみの減量を進めるため、電動生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費の補助金を交付する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なうこととする。